

令和6年度八戸市立大館中学校施設開放事業 利用案内

1. 開放目的 地域住民の文化活動・スポーツ活動を支援するため
2. 開放施設 体育館、校庭
3. 使用料 無料
4. 利用可能対象 主としてスポーツ・レクリエーション活動、学習文化活動を目的とする団体
 - ① メンバーの総数が5人以上であること
 - ② **代表者が20歳以上の学区内居住者であること**
 - ③ 原則としてメンバーが学区内居住者であること
 - ④ 下記留意事項を遵守し、運営に協力できる団体であること
5. 施設開放期間及び時間
 - ① 当該年度の月～日曜日（単年度ごとに申請、承認が必要）
 - ② 校庭は早朝～8時頃（教育活動・部活動開始前まで）
体育館19時～21時
（夏季部活動時間延長時は19時30分～）
 - ③ 体育館割当は、運営協議会にて決定する。
 - ④ 教育活動優先とし、急遽使用できない場合がある。
6. 利用登録の申し込み
 - ・学校施設利用申込書（様式1）、学校施設利用申込書（様式2）を**運営事務局**に提出する。
※登録申請書に記載された個人情報、法令等に基づく場合を除き、学校施設開放事業以外の目的には使用または提供しません。
7. 利用について
 - (1) 留意事項
 - ① 体育館・校庭の学校備品等は使用しない。ただし、整地・清掃用具の使用できる。
 - ② 体育館・校庭での火気使用は禁止する。
 - ③ 利用者は施設利用中、不審者対策として出入り口の施錠等に十分配慮する。
 - ④ 校舎・施設等の破損事故が生じた場合は、教頭等へ速やかに連絡する。
 - ⑤ ゴミ類は全て持ち帰る。校地内は禁煙。
 - ⑥ 利用後は、整理、清掃をし、元の状態に復元する。
 - ⑦ 利用後は、体育館入り口の学校施設開放事業利用日誌に必要事項を記載する。
 - ⑧ 冬期間は、水道・トイレを止水するので、使用する際は**随時開栓・閉栓**をする。
 - ⑨ 体育館の使用は「**機械警備について**」を遵守、出入口の鍵は責任をもって管理する。
 - ⑩ **小・中学生の利用については、学業優先であることを本人並びに保護者、利用団体内で共通理解し、過度な活動にならないよう配慮する。**
 - (2) 特定の政治団体や宗教および営利を目的とした利用は、学校施設を利用できない。
 - (3) 上記（1）（2）の定め反する行為または違法行為のあった利用団体については、利用の承認を取り消す場合がある。
 - (4) 利用時における事故・破損等
 - ① 施設設備の不備による場合を除き、利用によるけが等の事故については各人が負うものとする。
 - ② 利用者は故意又は重大な過失により施設、器具等を破損・亡失した場合には、弁償の責任を負うものとする。